

いじめ防止のための基本方針

1. 基本方針策定の趣旨

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。今、すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められています。

学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはなりません。

中央林間小学校では、「いじめは絶対に許さない」、「いじめる方が100%悪い」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、中学校との連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実していきます。

いじめ防止のためには、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることが大切です。そのためには、まず、全ての児童が参加できる「わかる授業」の工夫に努めます。

また、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。アンケート調査や個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃からの信頼関係の構築に務めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長という視点に留意しながら、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止に当たります。

中央林間小学校では、このことを具現化するために、以下の組織により具体的な取組を行っていきます。

2. いじめ防止のための体制づくり

①校内いじめ対策委員会の設置

構成メンバー

校内いじめ対策委員会 小委員会

校長、教頭、児童支援中核教諭（教育相談コーディネーター）

該当学級担当者、該当学年代表、養護教諭

【全体会】

各部総括、各学年代表（1年～6年、特別支援学級）

※**小委員会**は、機動的に即応できる組織とする。小委員会の機能として、ア. 事案に対する初動体制の確立、イ. 状況把握（調査機能）、ウ. 市教委への報告、エ. 関係団体（青少年相談室、児童相談所、警察等）への支援・連携依頼、オ. マスコミ対応などの機能を持つ。

※**全体会**は、ア. いじめ全般の対応計画作成と評価、イ. 事案への対応協議、ウ. いじめに関わる調査研究・分析等、エ. 各種報告書の作成などの機能を持つ。

※原則として、隔月で開催する。

※緊急的な事案が生じた時は、臨時で開催し、ケース会議を行う。必要に応じて、相談員（青少年相談室派遣）やS S Wなどの専門家やスクールアシスタントなども参加できるようにする。

②教育相談体制の充実

- ※保護者との面談：個別面談（1学期、2学期）3学期（希望制）を実施。
- ※相談員による相談：毎週木曜日（隔週水曜日）に青少年相談室派遣の相談員が対応。
- ※養護教諭による相談：保健室来室児童を中心に養護教諭が相談に対応。
- ※担任・コーディネーターによる相談：必要に応じて2F相談室等において担任が対応。

3. 具体的な取組

① いじめの未然防止のための取組

【児童に対して】

- ・ 道徳教育の推進：道徳の全体計画に基づいた、豊かでしなやかな心を育む教育活動の推進
- ・ 言語活動の充実：学校図書館教育の推進や各教科での豊かな言語活動の場を工夫
- ・ 学校行事や体験活動の充実：自己肯定感につながる、児童の活躍の場やふれあいの場の創造
- ・ 児童会活動の充実：児童が主体となった、あいさつ運動やいじめ防止の取組の推進
- ・ 地域教材や外部講師の活用：さまざまな分野で活躍する方を招いての授業の実施

【教職員として】

- ・ 児童指導、児童理解の推進：丁寧で愛情あふれる対応の実践（3Sの中のService）
- ・ 児童、家庭との信頼関係構築：日常生活における観察や教育相談・面談などの場の充実
- ・ 指導力向上のための研修会：校内研究における授業研究や児童指導研修会の実施

②いじめの早期発見のための取組

- ・ 日頃からの観察：児童のささいな変化に気づくような観察・見守り・声かけの実施
けんかやふざけ合いであっても、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 速やかな情報の共有化：校内支援会議（週1回）、部会、打ち合わせ、学年会、職員会議等での情報交換の励行
- ・ いじめに関する調査研究：アンケート調査実施（年3回）
※学年単位で必要に応じた調査も実施可能。
- ・ 教育相談の活用：児童との面談の場の設定と日頃の相談の場の工夫
- ・ 地域や関係機関との連携：校外での事案についての速やかな情報の共有

③ いじめへの早期対応・いじめの解消のための取組

- ・ 校内いじめ対策委員会の組織を活用した迅速な対応と解消までの継続的な支援の徹底
- ・ 被害者を守りぬく姿勢の確認と適切な支援、保護者との連携（家庭への情報提供の充実）
- ・ 周囲の児童への指導
- ・ 関係機関との連携の推進
- ・ 情報モラル教育を推進し、インターネットを利用したいじめに対応
（情報の拡散の可能性、発信者の匿名性の問題、削除の難しさなどの理解を図る）

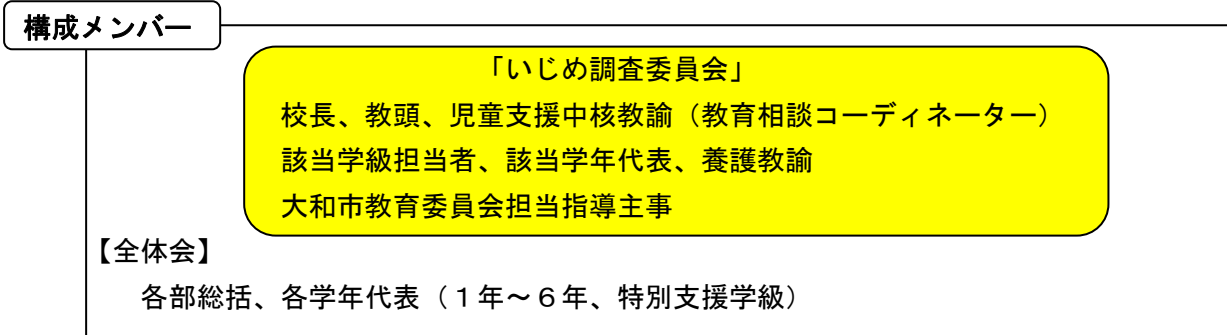
④ その他

- ・ 運営協議会、PTA、民生児童員など地域との連携を推進していく。

4. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、大和市教育委員会を通じて市長に報告し、大和市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

① 「いじめ調査委員会」の設置



※事案内容により構成メンバーについては大和市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成メンバーについては、専門的な知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

② 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※ 策定した基本方針を全職員と共有し、共通理解を図ります。

※ 本方針は、毎年度末に評価を行い、次年度に向けて更新していくものとする。